

【 会 議 録 】(概 要)

日時:平成 20 年 10 月 27 日 (月) 19:00 ~ 21:30

会議名	越谷市自治基本条例審議会 運営・調整委員会 第 7 回会議	場所	越谷市中央市民会館 4 階 会議室 A・B
件名 議題	協議事項 (1) 条例の構造について (2) 各部会の担当について (3) 今後のスケジュールについて		
資料等	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無		
出席者	出席委員 佐々木委員長、櫻井 (隆) 副委員長、有元委員、飯島委員、小河原委員、小川委員、高橋委員、田部井委員、樋口委員、山口委員、江利川委員、櫻井 (慶) 会長 (12 名) 欠席委員 原田委員 (1 名) 事務局 大島企画部長、鈴木企画部副部長、立澤企画課長、中山企画課副主幹、田中同副主幹、野沢同主任、水口同主事、斉藤同主事 (8 名) 支援者 : 特定非営利活動法人越谷 N P O センター (3 名) 傍聴者 なし		
内 容	別紙 会議録 (要旨) のとおり		
合意・決定事項等 ・ 条例の全体構造について、【資料 1】[(仮称) 越谷市自治基本条例・構造検討資料] のとおりとして進めていくことを確認した。 ・ 第 6 章に、「地域環境」を 1 つの独立した章として位置づけることを確認した。 ・ なお、他部会等の担当部分に関し意見等を述べることについては、妨げないものとした。 ・ 素案の検討を担当する部会等について、【資料 2】[(仮称) 越谷市自治基本条例・構造検討資料] のとおりとし、第 5 章「住民投票」については各部会共通で検討することとした。 ・ 前文、第 1 章、第 2 章及び第 7 章は、運営・調整委員会が素案の検討を担当することとした。 ・ 今後、早い時期に基本的な用語の定義を検討し、各部会等での議論の前提とすることとした。 ・ 次回の全体会 (11 月 16 日) での条例構造案の承認を待たずに、各部会が素案の検討を開始することを確認した。 ・ 運営・調整委員会 第 8 回会議は、11 月 6 日 (木) 午後 6 時から開催することとした。			

会議録（要旨）

1 開会

- ・佐々木委員長が、挨拶を行った。

2 協議事項

（１）条例の構造について

- ・委員長が、会長、副会長、各部会長及び学識経験者の7人のワーキンググループで条例の構造についての「たたき台」を作成したことについて説明を行った。「たたき台」の内容については、【資料1】〔（仮称）越谷市自治基本条例・構造検討資料〕に基づいて、ワーキンググループのリーダーを務めたJ委員が説明を行った。

（委員長）構造検討資料について、ご意見、ご質問等がございますか。

（A委員）「条例推進組織」の設置が第7章にあります。最後の章に位置づけたことに何か意図があったのでしょうか。重要な項目なので、「自治の基本原則」（第2章）の中に位置づけた方がよいと思います。また、第5章に「住民投票」を章として独立した構造にしたのはどうしてでしょうか。章立てするのであれば、最後の章でよいのではないのでしょうか。

（J委員）構造については、重要な項目を順番に並べているということではなく考えています。「条例推進組織」については、総括的な位置として整理し、最後の章に置きました。

（C委員）「条例推進組織」と「住民投票」を、自治の仕組みとして同じ章としてもよいと思います。

（E委員）「条例推進組織」を「自治の基本原則」に位置づけることについては、違和感があります。「自治の基本原則」では、「参加と協働」について大きく扱いたいと思うからです。

（F委員）越谷らしさや特徴については、別枠で章立てしてはいかがでしょうか。また、「地域環境」という言葉が出ていますが、これは越谷の特徴につながると思います。

（G委員）良好な自然環境を残したいという意味で「環境」という言葉は必要だと思いました。しかし、「地域環境」は、範囲が広くてとらえどころがないように感じます。

（B委員）前文には、まちづくりの目標等について記述される予定ですが、それを受ける形で、各論において「具体的なまちづくり」について書く章が置かれています。そして、より踏み込んだまちづくりの目標として「地域環境」を置いています。「地域環境」の部分には、人と人とのつながりや、安心・安全など、「豊かな地域環境」という内容を盛り込みたいと考えます。第6章として「地域環境」を位置づけることが、越谷市の条例の最大の特徴になると考えています。

（K委員）越谷市の自治基本条例では、どういう越谷市であってほしいのかを明確にし、ここを重点におくんだという章が必要だと考えます。例えば、大和市では基地問題について章立てしています。

（B委員）何のための自治なのかを考えると、豊かな「地域環境」をつくるためと言えるのではないのでしょうか。

（K委員）豊かな「地域環境」の創造のために自治を強化していこうという考え方で整理できると思います。

（L委員）豊かな「地域環境」の創造のように、前文に書く性格のものを第6章として書くべきか議論が必要だと思います。例えば、自然環境の保存・維持と開発行為とは相反するものだと考えると影響もあるかと思っています。

（K委員）条文の書き方は、難しいと思います。

（D委員）自然環境を含めて、「環境の良し悪し」については、市民それぞれの判断基準が違います。自然環境や社会環境は、これから創造していくという視点が必要だと思っています。

（委員長）第6章「地域環境」を1つの章立てとすることについては、皆さん異論がないと思います。

(委員長)では、「住民投票」についてご意見はありますか。

(H委員)章立てするかどうかは別として、「住民投票」はどこかに入れる必要があると思います。

(J委員長)ワーキンググループでは、「住民投票」を大きな権利としてとらえ、際立たせるために1つの独立した章とする結論でした。

(L委員)「住民投票」については、これを担当する部会の議論を待ってから検討してもよいと思います。

(委員長)「住民投票」については、条例に盛り込みますが、どのような位置づけとするかについては、独立した章にするかどうかを含め、今後の素案検討等の中で固めていくということで整理します。

(L委員)この条例の構造は、各部会での検討途中での追加や削除が可能なものと考えてよいのでしょうか。

(J委員)骨子案をもとにしていますので、必要な項目は一通り盛り込んでいますが、各部会から指摘があれば修正があってもよいと思います。

(委員長)今後も各部会と運営・調整委員会との調整はしていきます。柔軟に対応するという考えで整理したいと思います。

(E委員)章の数はどのように決めたのですか。

(J委員)章の数から決めたものではありません。骨子案の項目を整理し項目をまとめていきました。

(委員)「参加及び協働の原則」の項目では、「支え合い」という言葉がキーワードになると思います。

(K委員)「支え合い」の視点は必要だと思います。今後、検討していただきたいと思います。

(D委員)「高齢者」や「障がい者」など様々な立場の市民がいる中で、「子ども」だけを取り上げることには、理由が必要になると思います。

(H委員)「子ども」の扱いについては、骨子案に盛り込んでいました。盛り込まないとしても、その理由が必要だと思います。

(H委員)「子ども」の問題は、同時にコミュニティの問題でもあると思います。

(B委員)「子ども」については、条例に盛り込む必要があると思います。

(委員長)「子ども」も市民の一員ですが、「子ども」の権利を明確にするために、条例のどこかにきちんと明記する必要があると思います。

合意・決定事項等

- ・条例の全体構造について、【資料1】[(仮称)越谷市自治基本条例・構造検討資料]のとおりとして進めていくことを確認した。
- ・第6章に、「地域環境」を1つの独立した章として位置づけることを確認した。
- ・なお、他部会等の担当部分に関し意見等を述べることについては、妨げないものとした。

(2) 各部会の担当について

(委員長)各部会の今後の「検討事項」の割り振りについてですが、構造検討資料の括弧書き内にあるとおり提案させていただきます。何かご意見はありますか。

(E委員)「住民投票」は、第1部会が担当することになっていますが、いわゆる「常設型」か「非常設型」にするかを含めて、もう一度、各部会で議論した方がよいと思います。

(委員長)では、各部会の担当については、構造検討資料にお示ししたとおりとし、「住民投票」については各部会でもう一度検討するというところで進めましょう。

(J委員)「市民」や「住民」の定義について、運営・調整委員会で議論する必要があると思います。

合意・決定事項等

- ・素案の検討を担当する部会等について、【資料2】[(仮称)越谷市自治基本条例・構造検討資料]のとおりとし、第5章「住民投票」については各部会共通で検討することとした。
- ・前文、第1章、第2章及び第7章は、運営・調整委員会が素案の検討を担当することとした。
- ・今後、早い時期に基本的な用語の定義を検討し、各部会等での議論の前提とすることとした。

(3) 今後のスケジュールについて

(会 長) 次回の全体会は 11 月 16 日ですが、素案の作成の最終期限はいつですか。

(事務局) 12 月中に素案の完成をお願いします。その後の予定ですが、来年 1 月に地区別の説明会を開く準備を進めています。また、素案は広報季刊版 (1 月中旬発行) に掲載の予定です。

(会 長) 12 月 21 日までが実際の作業日になりますね。全体会の後、それまでに、運営・調整委員会と各部会がそれぞれ 2 回程度会議を持つ必要があります。

(副委員長) その会議のための「たたき台」は、部会内の誰かが作る必要があると思います。

(委員長) 次の全体会は 11 月 16 日ですが、全体会での承認を待たず、各部会等が本日の構造検討資料をもとに素案の検討を始めていくということによろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

(この後、次回以降の運営・調整委員会会議の日程調整を行った。)

合意・決定事項等

- ・次回の全体会 (11 月 16 日) での条例構造案の承認を待たずに、各部会が素案の検討を開始することを確認した。
- ・運営・調整委員会 第 8 回会議は、11 月 6 日 (木) 午後 6 時から開催することとした。